

議 第 172 号

令和 5 年 9 月 4 日提出

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部改正について

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例の一部を改正する条例

犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例（平成18年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「人々」を「者」に、「に努め」を「及び再犯の防止等を図る」に、「の実現を図る」を「を実現する」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者等 本市の区域内で事業を営む者又は活動するもの（第4条第3項第2号に規定する団体を含む。）をいう。
- (3) 安全安心まちづくり 市民及び観光客等の本市を訪れる者が犯罪に遭うことなく安全に安心して過ごし、及び滞在することができるまち熊本市をつくることをいう。
- (4) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- (5) 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

(6) 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(7) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校及び専修学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設その他規則で定めるものをいう。

(8) 児童生徒等 学校等に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒及び学生をいう。

(9) 学校等設置管理者 学校等を設置し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、それぞれの立場で安全安心まちづくりに関する活動を積極的に推進するものとする。

2 安全安心まちづくりは、市、市民及び事業者等の多様な主体の協働により取り組むものとする。

3 安全安心まちづくりは、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう配慮して行うものとする。

第4条第1項第1号中「事業者の」を「事業者等に対して行う犯罪の防止及び再犯の防止等に関する」に改め、同項第2号中「市民及び事業者」を「犯罪の防止及び再犯の防止等に関し市民又は事業者等」に改め、同項第3号中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第2項中「前項の」を「前2項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市は、この条例の目的をより効果的に達成するため、特に市民の身近な場所及び繁華街等において、犯罪及びこれを誘発させる行為の防止並びに再犯の防止等に関する施策を重点的に実施するものとする。

第5条第2号中「施錠等の安全対策を励行する等」を「防犯意識を持ち」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。

第6条(見出しを含む。)中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第1号中「事業所内及び」を「事業を営む者にあつては、事業所内又は」に改め、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。

(3) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体にあつては、同様の活動を行う他の団体との連携を図ること。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

第9条中「規則で定めるところにより、安全安心まちづくりに関し」を「学校等及び警察その他関係機関との連携を図りつつ、犯罪の防止及び再犯の防止等に関する」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「事業者」を「事業者等」に、「を推進するための」を「に関する」に改め、同条を第9条とする。

第11条を削る。

第12条第1項中「配慮する」を「努める」に改め、「よう努める」を削り、同条第2項中「団体、住民及び事業者」を「市民及び事業者等」に、「及び広場」を「、広場」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「団体、住民及び事業者」を「市民及び事業者等」に改め、同条を第11条とする。

第14条を第12条とする。

第15条第1項中「事業者等」の次に「及び警察」を加え、同条第2項中「、事業者等」を「又は事業者等」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(施設等の整備等に関する助言等)

第14条 市は、犯罪の防止に配慮した施設等の整備及び管理に関し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

第16条から第18条までを削る。

第19条の見出し中「熊本市安全安心まちづくり推進協議会」を「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」に改め、同条第1項中「事業者」を「事業者等」に、「熊本市安全安心まちづくり推進協議会」を「熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」に改め、同条を第15条とする。

第20条を第16条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中「安全安心まちづくり推進協議会委員」を「犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会委員」に改める。

(提出理由)

再犯の防止等に関する規定を整備する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」(改正)
「(仮称)熊本市犯罪被害者等支援条例」(新規)
パブコメ結果等について【概要】

令和5年(2023年)9月
熊本市文化市民局生活安全課

1 パブリックコメントでの主な意見と対応

(1) 意見提出件数 (R5/6/30~7/31)

条例素案名(略称)	意見提出者	意見件数(まとめごと)				
		補足修正	既記載	説明・理解	事業参考	計
①犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例	5名	3件	3件	1件	0件	7件
②犯罪被害者等支援条例	9名	2件	5件	2件	6件	15件

(2) 主なご意見と対応

①犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例

ア ご意見を踏まえ修正するもの

○ 第5条(市民の責務)

・理念条例なのに「施錠等」の例示が細かすぎる。概念的な表現がよいのではないか。

➡ 例示を改め、「防犯意識を持ち～」と概念的な表現に修正

○ 第10条(児童生徒等の安全対策)

・「推進されるよう配慮する」という規定は表現が弱いのではないか。

➡ 配慮規定を見直し、「～努める」に修正

イ 趣旨を含むもの／事業の参考とするもの

○ 第3条(基本理念)

・関係機関と連携して自立支援や孤立の防止に取り組んでほしい。

○ 第4条(市の責務)

・加害者も被害者も生まないための啓発や教育に取り組んでほしい。 など

1 パブリックコメントでの主な意見と対応

②(仮称)熊本市犯罪被害者等支援条例

ア ご意見を踏まえ修正するもの

○ 第13条(未成年者への配慮)

- ・「未成年者である犯罪被害者等に対する支援をするときは」は、支援をしない場合もあるのか、未成年者の犯罪被害者にしか配慮しないと読め、わかりづらい。
➡ 「犯罪被害者等が未成年である場合における支援にあっては～」に修正 など

イ 趣旨を含むもの／事業の参考とするもの

○ 全般・基本理念等

- ・犯罪被害者支援条例が新たに制定されることは歓迎したい。基本理念に記載されていることが実現できるよう、市は支援や啓発にしっかりと取り組んでほしい。

○ 第6条(連携協力)・第11条(居住の安定)・第15条(民間支援団体の活動の促進)

- ・第11条の支援策に関する不動産事業者を第6条・第15条のどちらかに位置づけること。

○ 第9条(経済的負担の軽減)

- ・時間軸による経済的支援を考えていただきたい。 など

その他、法制執務上の文言等を整理

※条例案…別紙のとおり

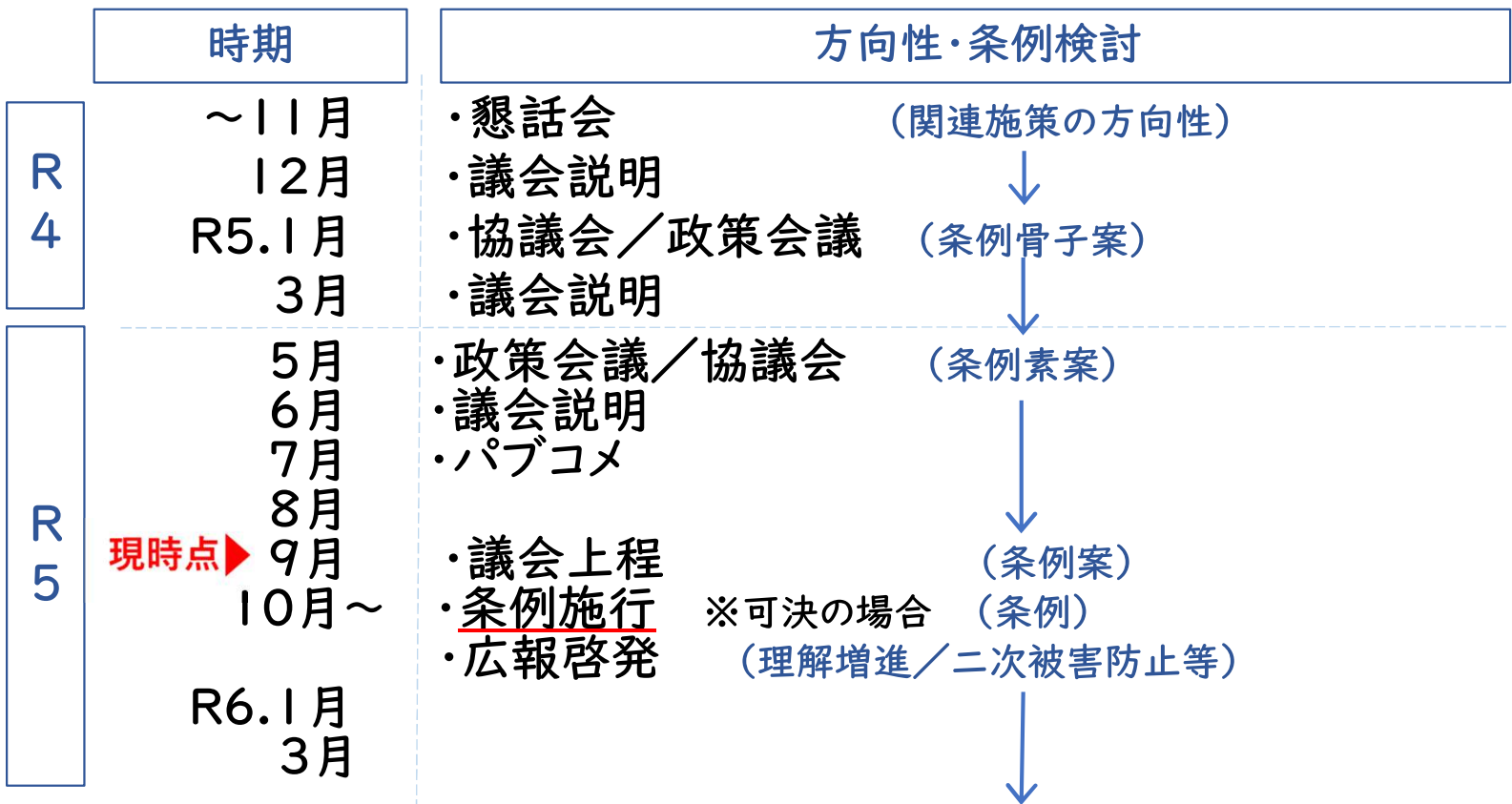
2 【参考】これまでの経緯と今後のスケジュール

● これまでの経緯

昨年度から外部委員会等の意見をふまえ検討してきた下記①②の条例素案をもとに、今回、パブリックコメントでの意見をふまえ修正し、法制面での整理を加えたものを、「条例案」として今議会に上程。

● 今後のスケジュール

- ①: 「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」の改正 } 今議会上程
- ②: 「(仮称)犯罪被害者等支援条例」の新規制定
- ③: 犯罪被害者等支援策の運用開始 …R6年4月開始を目指す
- ④: ①②条例に基づく「(仮称)犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」の策定 …R6年度中の策定を目指す



犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例（平成18年条例第38号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市において市民及び観光客等の本市を訪れる<u>者</u>が犯罪に遭わないこと並びに本市において犯罪を発生させないことを目指した取組を行うために必要な事項を定めることにより、本市における犯罪の防止<u>及び再犯の防止等を図り</u>、もって安全で安心なまち熊本市<u>を実現する</u>ことを目的とする。</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 <u>本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</u></p> <p>(2) 事業者等 <u>本市の区域内で事業を営む者又は活動するもの（第4条第3項第2号に規定する団体を含む。）をいう。</u></p> <p>(3) 安全安心まちづくり <u>市民及び観光客等の本市を訪れる者が犯罪に遭うことなく安全に安心して過ごし、及び滞在することができるまち熊本市をつくることをいう。</u></p> <p>(4) 協働 <u>同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。</u></p> <p>(5) 犯罪をした者等 <u>犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。</u></p> <p>(6) 再犯の防止等 <u>犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。</u></p> <p>(7) 学校等 <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専修学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設その他</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市において市民及び観光客等の本市を訪れる<u>人々</u>が犯罪に遭わないこと並びに本市において犯罪を発生させないことを目指した取組を行うために必要な事項を定めることにより、本市における犯罪の防止<u>に努め</u>、もって安全で安心なまち熊本市<u>の実現を図る</u>ことを目的とする。</p> <p><u>（基本理念等）</u></p> <p>第2条 この条例の目的を達成するため、市、市民及び事業者は、それぞれの立場で安全安心まちづくりに関する活動を積極的に推進するとともに、協働により安全安心まちづくりに取り組むものとする。</p> <p>2 <u>市は、この条例の目的をより効果的に達成するため、特に市民の身近な場所又は繁華街等で発生する犯罪及びこれらを誘発させる行為の発生を重点的に防止するための施策を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>この条例は、本市における事務として処理することができる限度において適用しなければならない。</u></p>

規則で定めるものをいう。

(8) 児童生徒等 学校等に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒及び学生をいう。

(9) 学校等設置管理者 学校等を設置し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、それぞれの立場で安全安心まちづくりに関する活動を積極的に推進するものとする。

2 安全安心まちづくりは、市、市民及び事業者等の多様な主体の協働により取り組むものとする。

3 安全安心まちづくりは、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう配慮して行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、安全安心まちづくりに関する次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 市民及び事業者等に対して行う犯罪の防止及び再犯の防止等に関する意識

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 安全安心まちづくり 市民及び観光客等の本市を訪れる者が安全に安心して過ごし、及び滞在することができるまち熊本市をつくることをいう。

(2) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(3) 事業者 市内で事業を営み、又は活動するものをいう。

(4) 協働 それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、及び協力することをいう。

(5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専修学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設その他規則で定めるものをいう。

(6) 児童生徒等 学校等に通園し、又は通学する幼児、児童、生徒及び学生をいう。

(7) 学校等設置管理者 学校等を設置し、又は管理する者をいう。

(8) 自転車等 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第2号に規定する自転車等をいう。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、安全安心まちづくりに関する次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 市民及び事業者の意識の啓発

の啓発

- (2) **犯罪の防止及び再犯の防止等**に関し**市民又は事業者等**が行う自主的な活動への助言その他の支援
- (3) 市民及び**事業者等**との必要な協力体制の整備
- (4) 安全安心まちづくりに資する生活環境の整備
- (5) その他必要な施策

2 市は、この条例の目的をより効果的に達成するため、特に市民の身近な場所及び繁華街等において、犯罪及びこれを誘発させる行為の防止並びに再犯の防止等に関する施策を重点的に実施するものとする。

3 市は、**前2項に規定する**施策の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 警察その他関係行政機関との連絡調整を緊密に行うこと。
- (2) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体との連携を図ること。
(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 安全安心まちづくりに関する理解を深めること。
- (2) **防犯意識を持ち**自らの安全を確保すること。

(3) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。

(4) 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力すること。

(**事業者等**の責務)

第6条 **事業者等**は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) **事業を営む者**にあっては、**事業所内又は**その周辺の地域における犯罪の防止

- (2) **市民及び事業者**が行う自主的な活動への助言その他の支援
- (3) 市民及び**事業者**との必要な協力体制の整備
- (4) 安全安心まちづくりに資する生活環境の整備
- (5) その他必要な施策

【新設】

2 市は、**前項の**施策の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 警察その他関係行政機関との連絡調整を緊密に行うこと。
- (2) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体との連携を図ること。
(市民の責務)

第5条 市民は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) 安全安心まちづくりに関する理解を深めること。
- (2) **施錠等の安全対策を励行する等**自らの安全を確保すること。

【新設】

(3) 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力すること。

(**事業者**の責務)

第6条 **事業者**は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を行うよう努めるものとする。

- (1) **事業所内及び**その周辺の地域における犯罪の防止を図るために必要な措置

を図るために必要な措置を講ずること。

(2) 地域における安全安心まちづくりに関する活動に取り組むこと。

(3) 安全安心まちづくりに関する自主的な活動を行う団体にとっては、同様の活動を行う他の団体との連携を図ること。

(4) 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力すること。

【削る】

(推進計画)

第7条 市は、安全安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を定めるものとし、必要に応じ、適切な見直しを行うものとする。

(情報の提供等)

第8条 市は、学校等及び警察その他関係機関との連携を図りつつ、犯罪の防止及び再犯の防止等に関する必要な情報の提供及び広報啓発活動に努めるものとする。

(指導者の育成)

第9条 市は、市民及び事業者等の安全安心まちづくりに関する自主的な活動を支える指導者を育成するよう努めるものとする。

【削る】

を講ずること。

【新設】

【新設】

(2) 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策に協力すること。

(安全安心まちづくり旬間)

第7条 市は、市民の安全安心まちづくりに関する意識の啓発及び犯罪の防止に資するため、規則で定めるところにより、安全安心まちづくり旬間を設けるものとする。

(推進計画)

第8条 市は、安全安心まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画を定めるものとし、必要に応じ、適切な見直しを行うものとする。

(情報の提供等)

第9条 市は、規則で定めるところにより、安全安心まちづくりに関し必要な情報の提供及び広報啓発活動に努めるものとする。

(指導者の育成)

第10条 市は、市民及び事業者の安全安心まちづくりにを推進するための自主的な活動を支える指導者を育成するよう努めるものとする。

(安全安心まちづくりモデル地域)

第11条 市長は、安全安心まちづくりを推進するため、規則で定めるところにより、安全安心まちづくりモデル地域を指定することができる。

2 市は、前項の安全安心まちづくりモデル地域における活動で良好と認められるものについては、第9条に規定する情報の提供及び広報啓発活動を通じて、当該活動に関する事項の周知に努めるものとする。

(児童生徒等の安全対策)

第10条 市は、学校等における児童生徒等の安全を確保するため、次に掲げる施策が推進されるよう**努める**ものとする。

- (1) 市が設置した学校等における不審者の侵入その他事件等に迅速かつ的確に対応するための安全管理体制の整備を行う_____こと。
 - (2) 市が設置した学校等における敷地において環境整備を行う_____こと。
- 2 市は、児童生徒等の保護者、地域の**市民及び事業者等**並びに警察その他関係行政機関との協働により、通学路、公園、**広場**等の安全対策に努めるものとする。
- 3 市は、市以外の学校等設置管理者が前2項に準ずる施策を推進しようとするときは、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。
- 4 市は、児童生徒等が犯罪に遭わないよう、安全に関する教育の充実その他の安全対策に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(児童生徒等の非行防止)

第11条 市は、学校等設置管理者、児童生徒等の保護者、地域の**市民及び事業者等**並びに警察その他関係行政機関との協働により、児童生徒等の健全育成を図るための啓発活動及び街頭での声かけを実施する等児童生徒等の非行防止に努めるものとする。

(高齢者、障害者等への安全対策等)

第12条 市は、高齢者、障害者その他特に安全確保上の配慮を要する者（以下この条において「高齢者等」という。）及び高齢者等の日常生活の支援に関わる者に対して、高齢者等が犯罪の被害者とならないための必要な知識及び情報を提供するよう努めるものとする。

(安全安心パトロール)

第13条 市は、市民、事業者等**及び警察**との協働により、安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを効果的に実施するよう努めるものとする。

(児童生徒等の安全対策)

第12条 市は、学校等における児童生徒等の安全を確保するため、次に掲げる施策が推進されるよう**配慮する**ものとする。

- (1) 市が設置した学校等における不審者の侵入その他事件等に迅速かつ的確に対応するための安全管理体制の整備を行う**よう努める**こと。
 - (2) 市が設置した学校等における敷地において環境整備を行う**よう努める**こと。
- 2 市は、児童生徒等の保護者、地域の**団体、住民及び事業者**並びに警察その他関係行政機関との協働により、通学路、公園**及び広場**等の安全対策に努めるものとする。
- 3 市は、市以外の学校等設置管理者が前2項に準ずる施策を推進しようとするときは、必要な情報の提供、助言等を行うよう努めるものとする。
- 4 市は、児童生徒等が犯罪に遭わないよう、安全に関する教育の充実その他の安全対策に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(児童生徒等の非行防止)

第13条 市は、学校等設置管理者、児童生徒等の保護者、地域の**団体、住民及び事業者**並びに警察その他関係行政機関との協働により、児童生徒等の健全育成を図るための啓発活動及び街頭での声かけを実施する等児童生徒等の非行防止に努めるものとする。

(高齢者、障害者等への安全対策等)

第14条 市は、高齢者、障害者その他特に安全確保上の配慮を要する者（以下この条において「高齢者等」という。）及び高齢者等の日常生活の支援に関わる者に対して、高齢者等が犯罪の被害者とならないための必要な知識及び情報を提供するよう努めるものとする。

(安全安心パトロール)

第15条 市は、市民、事業者等_____との協働により、安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを効果的に実施するよう努めるものとする。

2 市民又は事業者等が自ら安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを実施するときは、市は、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(施設等の整備等に関する助言等)

第14条 市は、犯罪の防止に配慮した施設等の整備及び管理に関し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

【削る】

【削る】

【削る】

2 市民、事業者等が自ら安全安心まちづくりを推進するためのパトロールを実施するときは、市は、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

【新設】

(施設等の整備等に関する助言等)

第16条 市は、次に掲げる者が安全に配慮した構造又は設備を要する施設等の整備をし、及び管理をするために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(1) 公共施設を設置し、管理し、又は所有する者

(2) 共同住宅を設置し、管理し、又は所有する者

(3) その他特に安全確保のための配慮を要する施設等を設置し、管理し、又は所有する者

(商業施設等の整備等に関する助言等)

第17条 市は、次に掲げる者が安全に配慮した構造又は設備を要する商業施設等の整備をし、及び管理をするために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

(1) 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において営業する店舗で小売業を営む者

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗において事業を営む者

(3) その他安全上の配慮を要する商業施設を営む者

(4) 自動販売機を設置し、又は管理する者

(健全で魅力ある繁華街等の形成)

第18条 健全で魅力ある繁華街等の形成に資するため、市は、市民、事業者及び警

(熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会の設置)

第15条 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策の総合的な活動の推進を市民、事業者等及び警察その他関係行政機関と図るため熊本市犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の委員は、30人以内とし、市長が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

察その他関係行政機関との連携及び協働により、繁華街等における違法行為の防止に資するパトロール、広報啓発活動等の必要な施策を行うよう努めるものとする。

2 前項のパトロール等を行うに当たっては、次の行為に関して重点的にパトロール等を行うものとし、当該行為が発生していると認める場合又は発生するおそれがあると認める場合は、当該行為が違法であること又はそのおそれがあることを指摘することにより注意を促すこと、警察等に通報を行うこと等による対処を行うものとする。

(1) 通行の妨げ等になる違法と認められる看板等の設置、表示等

(2) 自転車等及び自動二輪車の違法と認められる放置行為

(3) 歩行者用道路への違法と認められる自転車等及び自動二輪車の乗り入れ

(4) 違法と認められる客引き行為

(5) 違法と認められる金融業者の宣伝行為

(6) 違法と認められる落書き

(熊本市安全安心まちづくり推進協議会の設置)

第19条 本市が実施する安全安心まちづくりに関する施策の総合的な活動の推進を市民、事業者及び警察その他関係行政機関と図るため、熊本市安全安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の委員は、30人以内とし、市長が委嘱する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

【A】犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例(安全安心まちづくり条例)

該当条項	ご意見等の内容	本市の考え方	対応区分
第2条 (定義)	第6号「再犯の防止等」の定義について、「犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐ」とあるが、「非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐ」とあるので、「犯罪をした者等が再び犯罪をすることを防ぐ」と「再び」を追記し、表現を統一した方が良い。	「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条の定義を引用しているため、原案どおりといたします。 (非行少年が犯罪をする場合、「再び犯罪」に当たらない例もあるため、法律もこの表記になっていません)	対応3(説明・理解)
第4条 (市の責務)	加害者も被害者も生まないための啓発や教育に取り組んでいただきたい。	情報提供及び広報啓発などを通して、「加害者も被害者も生まない社会」の実現を目指してまいります。	対応2(既記載)
第3条 (基本理念) 第3項	社会からの孤立や生活困窮が原因で再犯する人も多いと聞く。関係機関と連携して、自立支援や孤立の防止に取り組んでほしい。	関係機関・団体等と連携・協力し、本条例に係る取組を推進してまいります。	対応2(既記載)
第5条 (市民の責務) 第2号	理念条例として掲げるとのことだが、「施錠等」の細かい例示が具体的すぎる。「犯罪に遭わないために防犯意識を向上させる」など概念的な表現がよいのではないかと。 防犯カメラの設置など、防犯対策も時代によって変化していくと思うので、表現を検討してはどうか。	ご意見を踏まえ、施錠等の例示を改め、「防犯意識を持ち～」と概念的な表現に修正いたします。	対応1(補足修正)
第6条 (事業者等の責務)	「地域における安全安心まちづくりに関する活動に積極的に取り組むこと。」とあるが、事業者により意識の齟齬が生じる可能性があるため「積極的」は削除したほうがよいのではないかと。	ご意見を踏まえ、「積極的に」は削除いたします。	対応1(補足修正)
第10条 (児童生徒等の安全対策) 第1項	「推進されるよう配慮する」という規定は表現が弱い。「施策の推進に努める」としてほしい。	ご意見を踏まえ、「～努める」に修正いたします。	対応1(補足修正)
第10条 (児童生徒等の安全対策) 第2項	市が、努める安全対策の場所の例示について、通学路、公園、広場のほか、「公共トイレ」を追記してほしい。	理念条例であり、安全対策の例示としては、「～広場等」に趣旨を含んでおります。	対応2(既記載)

【B】(仮称)犯罪被害者等支援条例

該当条項	ご意見等の内容	本市の考え方	対応区分
条例全般 第1条(目的) 第3条(基本理念)	条例が制定されることで、犯罪被害者に対する社会の理解が深まり、支援が充実していくことを願います。 犯罪被害者への理解が深まり、必要な方に必要な支援が届くことを期待します。	本条例の目的を実現するため、関係機関・団体等と連携・協力し、取組を実施いたします。	対応2(既記載)
全般	今後、「(仮称)犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」で防犯・再犯防止とともに支援策を位置づけるとのことだが、犯罪被害者支援のためにも具体的な要素を十分盛り込んでもらいたい。	関連の深い計画に位置付けることとしており、重要な柱として、犯罪被害者等支援のための具体的な要素を盛り込みたいと考えております。	対応4(事業参考)
第2条	犯罪被害者等の定義【その家族又は遺族】について。家族という表現を使用する場合、その運用において事前に充分検討しておく必要があると思います。	事業実施にあたり参考とさせていただきます。	対応4(事業参考)
第3条(基本理念) 第14条(市民及び事業者の理解の増進)ほか	犯罪被害者支援条例が新たに制定されることは歓迎したい。基本理念に記載されていることが実現できるよう、市は支援や啓発にしっかりと取り組んでほしい。	本条例の理念実現のため、関係機関・団体等と連携・協力し、啓発事業や支援策を推進してまいります。	対応2(既記載)
第4条 第8～11条 第15・16条	第8条～11条並びに15条、16条の具体化のために、第4条において犯罪被害者支援に特化したプラットフォームを組織化し、支援者による被害者の意見を代弁できる場を計画の中に位置づけてもらいたい。	計画策定等にあたり参考とさせていただきます。	対応4(事業参考)
第5条 (市民及び事業者の責務)	第5条(市民及び事業者の責務)の次に(民間支援団体の役割)を追加してはいかがか。	第6条の「関係機関等」の中に、「民間支援団体」も含んでおり、連携してニーズに対応した施策に取り組んでいきたいと考えております。 ※第2条第(定義)6号において、民間支援団体も含んでいることから、ここでは「関係機関等」としております。	対応2(既記載)
第6条 (連携協力)	犯罪被害者の支援にあたっては、ニーズに応じて、市役所内はもちろん、関係機関としっかりと連携して取り組んでいただきたい。	ご意見のとおり、関係機関・団体等と連携・協力し、本条例を推進してまいります。	対応2(既記載)

該当条項	ご意見等の内容	本市の考え方	対応区分
第6条(連携協力)、第8条第1項(相談及び情報の提供等)	相談窓口対応後の伴走支援が重要と思われる。第8条「…必要な情報の提供及び関係機関等(民間団体等)と連携し必要な支援を行うものとする。」という文章の追記について検討いただきたい。	第6条(連携協力)の規定は、支援施策全般にかかるため、第8条で重複して記載することが難しいですが、ご意見のとおり、支援にあたっては関係機関との連携協力が重要と考えております。	対応2(既記載)
第6条(連携協力)第11条(居住の安定)第15条(民間支援団体の活動の促進)	居住の安定(11条)の支援策に関する不動産事業者を6条または15条のどちらかに位置づけること。	事業実施にあたり参考とさせていただきます。	対応4(事業参考)
第8～11条8条(相談・情報の提供)9条(経済的負担軽減)10条(保健・福祉)11条(居住の安定)	支援の順番がイメージできる条の入れ替え。第8条で被害直後の相談窓口を設置し、9条で経済的負担を軽減し、10条で居住の安定を図り、11条で精神的被害からの回復のために既存サービスを活用していくという流れがイメージしやすいと思う。	ご提案の流れも想定されますが、基本法の順に沿って整理しており、ケースによっては保健福祉サービスの利用が先になるものもあることから、原案順とさせていただきたいと思います。 ※配慮規定については各支援にかかるため、支援策の後に記載しております	対応3(説明・理解)
第9条(経済的負担の軽減)ほか	犯罪被害者支援条例が新たに制定されることを知って素晴らしいと思った。犯人の人権と同様に被害者の人権もしっかり守られるべきと思う。市は啓発を含め具体的な施策に注力して取り組んでほしい。	ご意見のとおり、関係機関・団体等と連携・協力し、本条例を推進してまいります。	対応4(事業参考)
第9条(経済的負担の軽減)	経済的負担の軽減(9条)では個別要綱に示すとされているが、時間軸による経済的支援を検討してほしい。 また、支援を行う団体への活動資金も重要である。「犯罪被害者及びその家族の抱える経済的負担」に配慮した支援になっていくことを期待するところである。	事業実施にあたり参考とさせていただきます。	対応4(事業参考)
第11条	従前の住居とは、犯罪が発覚した時に住んでいた住居を指すと思うが、犯罪被害者等は従前の住居から転居した次の住居においても居住が困難となることも考えられるため、「居住の継続が困難」や「現住居に居住することが困難」等の表現が望ましいと考える。	犯罪被害者等基本法の第16条と表現を合わせており、「従前の住居」とは必ずしも犯罪が発生した場所のみに限定した表現ではなく、一般的に「以前」という意味で使用しております。	対応3(説明・理解)

該当条項	ご意見等の内容	本市の考え方	対応区分
第13条 (未成年への配慮)	「未成年者である犯罪被害者等に対する支援をするときは」について、支援をしない場合があるとも読め、また、未成年者の犯罪被害者にしか配慮しないと読め、わかりづらい。 「未成年者である犯罪被害者等に対する支援をするときは」がわかりづらい。「犯罪被害者等が未成年者であるときは～」などがよいのではないか。	ご指摘のような疑義が生じないように、「犯罪被害者等が未成年である場合における支援にあつては～」という表現に修正いたします。	対応1(補足修正)
第14条 (市民及び事業者の理解の増進)	「～犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう～」とあるが、第3条及び第5条では「～(地域)社会から孤立することのないよう～」となっているので、第14条でも表現を統一した方がよい。	ご意見をふまえ「地域社会から～」に修正します。	対応1(補足修正)

《参考:対応区分》

- ・対応1(補足修正) : ご意見を踏まえて補足修正または追加記載したもの
- ・対応2(既記載) : 既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの
- ・対応3(説明・理解) : 市としての考えを説明し、ご理解いただくもの
- ・対応4(事業参考) : 素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの
- ・対応5(その他) : 素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの